

有効期間満了日 令和10年3月31日  
熊生環第259号  
令和4年3月28日

銃砲又はクロスボウに係る許可証等への旧姓記載等の運用について（通達）

見出しのことについては、「猟銃・空気銃所持許可証等への旧姓記載等の運用について（通達）」（令和3年12月28日付け熊生環第904号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）の施行に伴い、別添警察庁通達「銃砲又はクロスボウに係る許可証等への旧姓記載等の運用について（通達）」（令和4年3月3日付け警察庁丁保発第50号）に基づいて実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「銃砲又はクロスボウに係る許可証等への旧姓記載等の運用について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。